

(その1)



収 支 報 告 書

令和 3 年分

1 政治団体の名称

(ふりがな) りっけんみんしゅとうみやざきけんだい3くそうしよ

立憲民主党宮崎県第3区総支部

2 主たる事務所の所在地

都城市北原町4-4

3 代表者の氏名

渡辺 創

4 会計責任者の氏名

満行 潤一

事務担当者の氏名

広瀬 素奈

(電話) 090-3011-6219

政治団体の区分

- 政 党 政治資金規正法第18条の2第1項
 政 党 の 支 部 の 規 定 に よ る 政 治 団 体
 政 治 資 金 団 体 そ の 他 の 政 治 団 体
 そ の 他 の 政 治 団 体 の 支 部

活動区域の区分

- 2以上の都道府県の区域等 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

- 有
 無
(以下は、指定「有」の場合のみ記入)

公職の種類

現職、候補者の別 (現職 ・ 候補者等)

資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分

- 政治資金規正法第19条の7第1項
第1号に係る国会議員関係政治団体
 政治資金規正法第19条の7第1項
第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者

の氏名 渡辺 創

公職の種類 衆議院議員

現職・候補者の別 (現職 ・ 候補者等)

資金管理団体の指定の期間

平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	-----	413,380	①+②
(前年からの繰越額)	-----	0	①
(本年の収入額)	-----	413,380	②
支 出 総 額	-----	205,629	③
翌年への繰越額	-----	207,751	①+②-③

(注) 「(前年からの繰越額)」は前年の報告書を確認のうえ記載してください。

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費			
金	額	-----	0
員	数	-----	0

(注) 「員数」は党費又は会費を納入した実人員を記載してください。

(2) 寄 附		
ア 寄 附 (イを除く。) の 区 分	金 額	備 考
(ア) 個 人 か ら の 寄 附	0	※
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法 人 そ の 他 の 団 体 か ら の 寄 附	0	※
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附	0	※
小 計 (ア)+(イ)+(ウ)	0	
[寄附のうち寄附のあっせんによるもの]	0	
イ 政 党 匿 名 寄 附	0	
合 計 (ア + イ)	0	

(注) ・ 「(うち特定寄附)」は「個人からの寄附」の内書を記載してください。
・ 「(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)」は「小計」の内書を記載してください。
*同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについて、
個人、法人・その他の団体、政治団体の区分ごとに寄附の内訳を(その7)に記載してください。

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入				
交付金を供与した本部又は支部の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	備考
立憲民主党宮崎県総支部連合会	413,380	R3/8/4	宮崎市花ヶ島町観音免932-11	
この頁の小計	413,380			
合計	413,380			

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項	日	金 額	備 考
			うち本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出
1	経 常 経 費		資金管理団体又は国会議員関係政治団体である期間中の②～④の支出は、項目(人件費を除く)ごとにその14に内訳を記入すること(①は不要)
(1)	人 件 費	110,000	①
(2)	光 熱 水 費	0	②
(3)	備 品 ・ 消 耗 品 費	23,104	③
(4)	事 務 所 費	4,986	④
	小 計	138,090	⑤(①～④の計)
2	政 治 活 動 費		※⑥～⑩の支出は、項目ごとに(その15)に内訳を記入すること
(1)	組 織 活 動 費	0	
(2)	選 挙 関 係 費	0	⑦
(3)	機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費	67,539	⑧(ア～エの計)
	ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費	0	
	イ 宣 伝 事 業 費	67,539	
	ウ 政 治 資 金 パ ー テ ィ ー 開 催 事 業 費	0	
	エ そ の 他 の 事 業 費	0	
(4)	調 査 研 究 費	0	⑨
(5)	寄 附 ・ 交 付 金	0	⑩
(6)	そ の 他 の 経 費	0	⑪
	小 計	67,539	⑫(⑥～⑪の計)
	合 計	205,629	⑬(⑤+⑫)

(注) 当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、項目ごとに金額を「備考」の「うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出」欄に記載してください。

(その14)

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳			項目別区分 備品・消耗品(消耗品)		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあつてはその名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
印鑑代	10,637	R3/8/27	カンダ印房	都城市上町4-18号 一ひろマンション2-B	
この頁の小計	10,637				
その他の支出	12,467				
合計	23,104				

← 同項目の1件当たりの金額(数回にわたるときは、その合計金額)が、5万円未満(国会議員関係政治団体にあつては1万円)未満のものを一括して計上してください。

(注)・この様式は、資金管理団体又は国会議員関係政治団体のみが記載してください。
 ・1件当たり5万円(数回にわたるときは、その合計金額)が5万円以上の(国会議員関係政治団体にあつては1万円を超える)支出は、その明細を「支出の目的」欄に記載し、領収書等の写しを添付してください。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項目別区分 事務所費（通信費）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあつてはその名称）	支出を受けた者の住所（団体にあつては、主たる事務所の所在地）	備考
この頁の小計	0				
その他の支出	4,106				
合計	4,106				

← 同項目の1件当たりの金額(数回にわたるときは、その合計金額)が、5万円未満(国会議員関係政治団体にあつては1万円)未満のものを一括して計上してください。

(注) ・この様式は、資金管理団体又は国会議員関係政治団体のみが記載してください。
 ・1件当たり5万円(数回にわたるときは、その合計金額)が5万円以上の(国会議員関係政治団体にあつては1万円を超える)支出は、その明細を「支出の目的」欄に記載し、領収書等の写しを添付してください。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項目別区分 事務所費（事務管理費）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあつてはその名称）	支出を受けた者の住所（団体にあつては、主たる事務所の所在地）	備考
この頁の小計	0				
その他の支出	880				
合計	880				

← 同項目の1件当たりの金額(数回にわたるときは、その合計金額)が、5万円未満(国会議員関係政治団体にあつては1万円)未満のものを一括して計上してください。

(注) ・この様式は、資金管理団体又は国会議員関係政治団体のみが記載してください。

- ・1件当たり5万円(数回にわたるときは、その合計金額)が5万円以上の(国会議員関係政治団体にあつては1万円を超える)支出は、その明細を「支出の目的」欄に記載し、領収書等の写しを添付してください。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分 宣伝事業費 (宣伝広告費)		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあってはその名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
広報板代	67,539	R3/8/27	西諸地区労 議長 弓削恵一	小林市細野331	
この頁の小計	67,539				
その他の支出	0				
合計	67,539				

← 同項目の1件当たりの金額(数回にわたるときは、その合計金額)が、5万円未満(国会議員関係政治団体にあっては1万円以下)のものを一括して計上してください。

(注) ・ 1件当たりの金額(数回にわたるときは、その合計金額)が、5万円以上の(国会議員関係政治団体にあっては1万円を超える)支出は、その明細を「支出の目的」欄に記載し、領収書等の写しを添付してください。
 ・ 項目別区分欄は、下線部にその13の「支出の総括表」の項目に対応するものを、括弧内にその詳細を記入してください。(記載方法は手引き参照)。

(その17)

資産等の状況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア 土地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価格が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を越える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を越える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価格が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を越える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

(注) 政治団体としての資産等を保有している場合は、その内訳をその18に記入してください。

宣 誓 書

添付書類（別紙のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党および政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 4 年 2 月 22 日

政治団体の名称 立憲民主党宮崎県第3区総支部

会計責任者の氏名 満行 潤一



.....
(代表者は解散した年の収支報告書のみ記載)

代表者の氏名 _____



(備考) 「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署すること。
解散に伴う収支報告書の提出の際は、「代表者の氏名」欄に代表者の記名押印又は署名をし、署名は必ず代表者本人が自署してください。

政治資金監査報告書

令和4年2月9日

立憲民主党宮崎県第3区総支部

代表 渡辺 創殿

登録政治資金監査

中村真



登録番号 第4947号

研修修了年月日 平成27年10月30日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、立憲民主党宮崎県第3区総支部の令和3年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、立憲民主党宮崎県第3区総支部の主たる事務所の作業スペースの不足により円滑な政治資金監査の実施が困難であると中村真が判断したため、立憲民主党宮崎県第3区総支部の従たる事務所（宮崎市花ヶ島町観音免 932-11）において行った

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、領収書等、振込明細書が保存されていた。

- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、領収書等、振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

3 業務制限

立憲民主党宮崎県第3区総支部と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。また、立憲民主党宮崎県第3区総支部と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上